

<緊急事態宣言解除後の当社の対応について>

中央建鉄株式会社は、緊急事態宣言解除後以下の対応を行ってまいります。

1. 勤務形態について

- 1) 勤務形態に関するルールを緩和し時差出勤を推奨しています。

2. 会議・研修・宴席等への参加について

- 1) 多人数の社内会議（20名程度以上）の開催を自粛します。
- 2) 社外での会議、セミナーへの参加を自粛します。
- 3) 不要不急の外出および出張自粛をします。
- 4) 宴席の開催及び参加を自粛します。

3. その他

- 1) 外出時におけるマスクの着用を推奨します。
- 2) 社屋に入館する際の手指のアルコール消毒を推奨します。
- 3) 事務所内では換気に努め、3密（密閉・密集・密接）を避けます。
- 4) 就業中にも適宜、手洗い、うがいを推奨します。
- 5) 帰宅時においても手洗い、うがいを推奨します。
- 6) 感染した場合は直ちに出勤を停止し、自宅待機を指示します。
- 7) 風邪の症状がある場合は自宅待機を指示します。
- 8) 同居家族が発熱等を生じた場合、その旨を報告し、感染の疑いがある場合は自宅待機を指示します。
- 9) 不要不急の外出を避けるよう推奨します。
- 10) 朝晩の体温測定を推奨し、微熱がある場合は自宅待機を指示します。
- 11) 来訪者の管理を徹底します。
- 12) 社内（支店内）で感染者が判明した場合は以下のような対応を行います。
 - ①保健所等の行政機関の指示を仰ぎます
 - ②2週間、感染者以外の全員は自宅待機をし、支店を閉鎖します
 - ③感染者本人の机など、接触していたと思われる場所の消毒を行います
 - ④感染者本人から直近14日間の行動を聞き取りを行います
 - ⑤④の結果、「濃厚接触者」（長時間接触のあった者、マスクを着用せず2m以内の距離で対面した者等）として認定された場合は自宅待機を指示します
 - ⑥社外（取引先など）に対し自社内で感染者が発生した事実を連絡します
- 13) 調査時においては、マスクの着用及び調査前の手指消毒を徹底します。